

平成 30 年 5 月 16 日
総務部 情報公開課

平成 29 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について（報告）

平成 29 年度における公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について、練馬区情報公開条例第 29 条および練馬区個人情報保護条例第 33 条に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 平成 29 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況
別添のとおり
- 2 区民への周知
練馬区役所と石神井庁舎の掲示場で公告するほか、区報および区ホームページにおいて、区民への周知を図る。

平成29年度（2017年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

平成30年5月

練馬区総務部情報公開課

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における平成29年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は654件、請求者は194人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約35.6%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	233
区政一般	164
社会福祉	61
入札・契約など	58
環境・清掃	47
教育	37
児童福祉	34
保健・衛生・医療	18
議会	2
合計	654

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区内在住者	38	101
区外在住者	31	110
区内の法人・団体など	52	216
区外の法人・団体など	73	227
合計	194	654

表3 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	518
区政の監視、区民参加	107
学問的な調査・研究	27
私的利害の調整	1
請求目的の記載なし	1
合計	654

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約99.8%だった。また、公文書公開に関する審査請求が1件あった。

表4 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	236
部分公開	353
非公開	1
不存在	10
存否応答拒否	0
取り下げ	54
合計	654

表5 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	177
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	134
公共安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	1
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	6
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	101
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	0

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表6 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	23
2週間までに決定したもの	175
15日かかったもの	155
決定期間を延長したもの	247
取り下げられたもの	54
合計	654

表7 請求方法

請求方法	請求者数(人)
窓口	104
インターネット	63
ファクシミリ	18
郵送	9
合計	194

○ 個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における平成29年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は135件で、請求者は69人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求はなかった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区分	請求者数(人)	件数(件)
区内在住者	40	75
区外在住者	29	60
合計	69	135

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数(件)
開 示 請 求	全部開示	92
	部分開示	34
	非開示	0
	不存在	8
	存否応答拒否	0
	取り下げ	1
訂正請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		0
合計		135

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	18
2週間までに決定したもの	90
15日かかったもの	26
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	0
取り下げられたもの	1
合計	135

2 業務の登録の状況

個人情報を収集する目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。平成30年3月末現在の登録数は506件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。平成30年3月末現在の登録数は297件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。平成30年3月末現在の外部委託の業務数は619件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。平成29年度の目的外利用の延べ人数は3,560人、外部提供の延べ人数は303,241人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。平成30年3月末現在の結合件数は67件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 重点項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
児童手当の支給に関する事務	子育て支援課	平成29年8月31日

8 個人情報にかかる不適切な事務処理

平成29年度に発生した個人情報にかかる不適切な事務処理は、つぎのとおりである。

表5 個人情報にかかる不適切な事務処理

	種別	内容	原因	所管
1	誤送付 (7)	【29年4月】 別人の戸籍全部事項証明書を送付（1人）	宛名と封入物の確認が不十分だったため	戸籍住民課
2		【29年4月】 区政モニターの通知を誤った住所に送付（10人）	名簿と宛名ラベルの確認が不十分だったため	広聴広報課
3		【29年6月】 特別区民税・都民税特別徴収税額通知書を本人の勤務先ではない事業所に送付（1人）	宛名と封入物の確認が不十分だったため	税務課
4		【29年8月】 がん検診の精密検査結果を医療機関に誤送付（2人）	宛名と封入物について、ダブルチェックを怠ったため	健康推進課
5		【29年9月】 特別区民税・都民税の納付書を誤送付（1人）	委託事業者が宛名と封入物について、ダブルチェックを怠ったため	税務課
6		【29年9月】 生活保護受給者の調剤券を薬局に誤送付（24人）	宛名と封入物について、ダブルチェックを怠ったため	石神井 総合福祉 事務所
7		【30年3月】 別人の戸籍全部事項証明書を送付（1人）	宛名と封入物の確認が不十分だったため	戸籍住民課

	種 別	内 容	原 因	所 管
8	紛 失 (5)	【29年4月】 民生・児童委員が高齢者実態調 査名簿等を紛失(61人)	引き継ぎ時に誤って廃棄し たと思われる	福祉部 管理課
9		【29年6月】 住民税の納付相談の際に作成 した生活状況報告書を紛失 (1人)	書類の提出を受けた際の管 理が不十分だったため	収納課
10		【29年7月】 区民事務所において、自動車臨 時運行許可申請書等の一部を 紛失(171件)	誤って廃棄したと思われる	戸籍住民課
11		【29年9月】 区立小学校において、学校図書 館開放事業の利用者登録カー ドの一部を紛失(428人)	同上	子育て 支援課
12		【29年9月】 区立小学校において、児童の保 健関係書類を紛失(1件)	同上	教育指導課
13	誤交付 (4)	【29年5月】 1歳6か月児の健康診査受診 票を別人の母子手帳にはさん で返却(1人)	母子手帳の氏名の確認が不 十分だったため	北保健 相談所
14		【29年6月】 郵便局の窓口で住民票の写し 等を別人に交付(1人)	交付時の本人確認が不十分 だったため	戸籍住民課
15		【29年11月】 マンションの防災会に、隣接す るマンションの要援護者を含 めて災害時要援護者名簿を提 供(2人)	隣接するマンションも同じ 防災会であると誤認し名簿 を作成したため	区民防災課
16		【29年12月】 4か月児の健康診査の際、母子 手帳を取り違えて返却(2人)	母子手帳の氏名の確認が不 十分だったため	石神井保健 相談所